

滋賀県リサイクル製品利用促進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県内において製造加工されるリサイクル製品の認定とその普及啓発を実施することにより、リサイクル製品の普及およびリサイクル産業の育成を推進し、もって県内における廃棄物の発生抑制および循環資源の循環的な利用を促進し、循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「循環資源」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 家庭、事業所等から排出される廃棄物
 - (2) 製造過程において、または土木建築工事、農畜産物の生産等に伴って発生する副産物
 - (3) 間伐材、小径材ならびに森林、河川および湖の管理に伴い副次的に得られるヨシ、水草、浚渫土およびこれらに類するもの
- 2 この要綱において「循環的な利用」とは、循環資源の全部または一部を部品その他製品の一部として使用し、または原材料として利用することをいう。
- 3 この要綱において「リサイクル製品」とは、循環資源の循環的な利用により製造され、または加工される製品(最終製品に限る。)をいう。

(認定等)

第3条 知事は、リサイクル製品のうち、循環資源の適正な循環的利用の促進および環境への負荷の低減に資するものを滋賀県リサイクル認定製品(以下「認定製品」という。)として認定することができる。

- 2 前項の認定を受けようとする者は、知事が別に定める申請期間において、滋賀県リサイクル製品認定申請書(別記様式第1号)により認定の申請をするものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による認定をしたときは、当該認定の申請者に滋賀県リサイクル製品認定証(別記様式第2号)を交付するとともに、その旨を公表するものとする。
- 4 知事は、第1項の規定による認定をする場合においては、滋賀県リサイクル製品認定審査委員の意見を聴くものとする。
- 5 前項の滋賀県リサイクル製品認定審査委員の設置、選任および職務に関して必要な事項は別に定める。
- 6 知事は、第1項の規定による認定をする場合においては、条件を付することができる。

(認定対象製品)

第4条 前条第1項の規定による認定の対象となる製品は、次に掲げる要件にすべて適合するものとする。

- (1) 主として県内で発生する循環資源を利用し、県内において製造加工されること。
- (2) 認定の申請時において既に販売されていること、または申請から6月以内に販売されることが確実であること。
- (3) その製品の普及が滋賀県の循環資源の循環的な利用の促進に効果を有すると認められること。
- (4) 別表に定める滋賀県リサイクル認定製品品質基準(以下「品質基準」という。)に適合していること。
- (5) その製品の製造加工に係る事業所(以下「製造事業所」という。)が生活環境の保全を目的とする法令に違反していないこと、およびその製品の製造に必要な法令に違反していないこと。

(認定期間等)

第5条 第3条第1項の規定による認定の有効期間は、知事が認定した日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日までとする。

- 2 第3条第1項の規定による認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、前項の期間が満了した後においても引き続き認定を希望する場合は、滋賀県リサイクル製品認定申請書(別記様式第1号)により更新の申請をすることができる。

(変更の届出等)

第6条 認定事業者は、認定製品の申請事項に変更があったときは、当該変更が生じた日から30日以内に、「滋賀県リサイクル認定製品変更届出書」(別記様式第3号)により知事に届け出なければならない。

- 2 認定事業者は、認定製品の製造加工を終了したとき、または認定継続の意思を失ったときはすみやかに、「滋賀県リサイクル製品認定取下げ届出書」(別記様式第4号)により知事に届け出なければならない。
- 3 前項の届出があったときは、当該認定製品に係る認定はその効力を失う。
- 4 知事は、届出があったときは、その旨を公表するものとする。

(認定の取り消し)

第7条 知事は、次のいずれかに該当するときは、第3条第1項の規定による認定を取り消すことができる。

- (1) 認定製品が第4条に定める要件のいずれかに適合しなくなったとき。
- (2) 認定事業者が前条の規定による届出をしなかったとき。
- 2 知事は、前項の規定による認定の取り消しをしたときは、その旨を公表するものとする。
- 3 第1項の認定の取り消しにより損失が生じた場合は、認定事業者がその責めを負うものとする。

(認定事業者の義務)

第8条 認定事業者は、認定製品が品質基準に適合するように品質および性能を維持しなければならない。

- 2 認定事業者は、認定製品の生産、流通、販売、使用等において、問題が生じたときは、認定事業者が自らの責任においてその処理を行わなければならない。
- 3 認定事業者は、毎年1回認定製品の品質基準への適合状況について試験または検査を実施し、その結果を滋賀県リサイクル認定製品品質基準適合状況報告書(別記様式第5号)により知事に報告するとともに、関係書類を3年間保存しなければならない。
- 4 認定事業者は、毎年4月30日までに前年度の認定製品の販売実績を滋賀県リサイクル認定製品販売実績報告書(別記様式第6号)により知事に報告しなければならない。

(認定製品の表示)

第9条 認定事業者は、認定製品に滋賀県リサイクル認定製品である旨の表示をすることができる。

- 2 前項の規定による表示に関し必要な事項は、知事が別に定める。
- 3 認定事業者は、認定製品の品質および性能について事実と異なる表示をしてはならない。
- 4 何人も、認定製品でない製品について、認定製品と誤認されるおそれがある表示をしてはならない。

(県の責務)

第10条 県は、物品の調達または県が行う工事の発注において、品質、数量、価格等で要件を満たす認定製品がある場合には、当該認定製品を率先して使用し、または購入するよう努めるものとする。

- 2 県は、市町に対し、認定製品の利用を促進するための技術的助言および情報提供を行うものとする。
- 3 県は、認定製品の利用が促進されるよう、県民および県内の事業者に対し、認定製品に関する適切な情報提供を行うものとする。
- 4 県は、毎年度、第8条第3項の規定による販売実績報告および県における認定製品の使用または購入状況を取りまとめて公表するものとする。

(県民および事業者の責務)

第11条 県民および事業者は、物品を購入し、もしくは借り受け、または役務の提供を受ける場合は、できる限りリサイクル製品を選択するよう努めるものとする。

(報告等)

第12条 知事は、必要に応じて、認定事業者から報告を求め、または認定事業者の同意のもとに職員を製造事業所等に立ち入らせ調査することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年3月14日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年12月28日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年11月27日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定は施行日以後に認定する製品に適用し、施行日前に認定を受けた製品については、なお従前の例によるものとする。
- 3 第8条第3項の規定は施行日以後に認定する製品に適用し、施行日前に認定を受けた製品に係る同項の規定の適用については、同項中「3年間」とあるのは「5年間」とする。

付 則

この要綱は、平成23年1月11日から施行する。

別表(第4条関係)

滋賀県リサイクル認定製品品質基準

区 分	品 質 基 準
安全性への配慮	<p>次の基準すべてを満たす安全性に配慮したものであること。</p> <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に定める特別管理廃棄物を利用していないこと。</p> <p>(2) 環境基本法(平成5年法律第91号)に基づく「土壌の汚染に係る環境基準」に適合していること。</p> <p>ただし、試験方法は原則として日本工業規格「JIS K0058-1スラグ類の化学物質試験方法第1部:溶出量試験方法」の5.利用有姿による試験によるものとする。</p> <p>また、土壌と混合する可能性のある粒状または粉状の製品については土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第5条に基づく指定基準のうちの含有量基準に適合していること。</p> <p>(3) 原材料として溶融スラグを使用する製品にあっては、当該溶融スラグは、日本工業規格「JIS A 5031 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材」および「JIS A 5032 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ」中の有害物質の溶出量および含有量に係る基準に適合していること。</p>
規格等	<p>次のいずれかの条件を満たしていること。</p> <p>(1) 日本工業規格に性能規定のある品目については、その規格に適合していること。</p> <p>(2) 日本工業規格に規定のない品目については、県の各部局が定める工事共通仕様書等に示す規格等に適合していること。</p> <p>(3) エコマーク認定基準を満たしていること。</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げる基準に準ずる基準に適合していること。</p>
その他	<p>品目ごとに別に定める率の循環資源を使用していること。</p>

滋賀県リサイクル認定製品循環資源使用率

品目(製品例)		循環資源	使用率
紙製事務用品	ファイル	古紙、紙くず	概ね50%以上
	封筒	琵琶湖管理派生物(ヨシ、水草)	概ね10%以上
生活・文化用品	文具・事務用品	廃プラスチック	概ね70%以上
	生活・文化用品		
	容器・包装用品	間伐材()、小径材()	概ね70%以上
	家具		
	屋外用品、園芸用品		
	生活用品	琵琶湖管理派生物(ヨシ、水草)	概ね10%以上
木質ボード	間伐材()、小径材() 廃木材	概ね70%以上 概ね50%以上	
竹繊維製品	タオル、生活用品	間伐竹等()	概ね70%以上
再生繊維製品	制服	再生PET樹脂	概ね50%以上
	作業服		
農業・園芸資材	肥料・堆肥	動植物性残さ、有機性汚泥、動物のふん尿、 木くず、樹皮、刈草	概ね70%以上
		琵琶湖管理派生物(ヨシ、水草)	概ね10%以上
土木建築資材等	各資材	廃プラスチック等	概ね70%以上
	擬木、型枠	汚泥(焼却灰) 溶融スラグ ガラスカレット	概ね40%以上 概ね10%以上 概ね10%以上
	コンクリート二次製品等		
	タイル、インターロッキングブロック、 煉瓦等		
		陶磁器くず(廃瓦含む)	概ね40%以上
	遊歩道舗装材、法面緑化 資材	木くず、樹皮、刈草	概ね70%以上
	改良土	建設系無機汚泥、砂利廃土、砕石廃土、建 設残土、浚渫土	概ね70%以上
上記以外の製品	循環資源	別途決定	

- ・ 使用率は製品重量に対する当該循環資源の占める割合。
- ・ すでに全国流通している古紙再生コピー用紙のほか、用途が一般化しているコンクリートから・アスファルトコンクリートからを
原材料にした再生砕石、再生路盤材、再生加熱アスファルト等は対象としない。
- ()製品の原材料として利用する間伐材、小径材、間伐竹等は県内産材に限る。